

日本学術会議 科学者委員会
知的財産検討分科会（第 1 回）議事要旨

1. 日 時： 平成 24 年 1 月 31 日（火）14：00～15：30
2. 場 所： 日本学術会議 5－C（1）会議室
3. 出席者： 河野委員、磯村委員、前原委員、伊澤委員、有信委員、桃井委員、荒川委員（欠席：吉田委員、高戸委員、保立委員）
事務局：石原参事官、中島上席学術調査員 他
4. 配付資料：
 - 資料 1 委員名簿
 - 資料 2 知的財産検討分科会設置提案書
 - 資料 3 科学者委員会運営要綱
 - 資料 4 報告「科学者コミュニティから見た今後の知的財産権制度のあり方について」（平成 22 年 8 月 4 日）
 - 資料 5 特許改革法案（リーヒ・スミス米国発明法案）上院本会議で再可決 一法案成立へー
5. 議 事：
 - (1) 開会
事務局から、開会が宣言され、委員長が決まるまでの間は、事務局が議事進行することが確認された。
 - (2) 委員長等の選出
 - 各委員から知的財産との係わりを中心に自己紹介が行われた。
 - 委員間の互選により、委員長に有信委員が就任した。
 - 有信委員長が、桃井委員を副委員長に指名し、委員会の承認を得た。
 - 次回の分科会までに、会員、連携会員及び特任連携会員の追加を行い、その上で幹事 2 名を選出することとし、第一回の議事要旨は事務局が作成することとなった。
 - (3) 委員の追加について
 - 第 21 期の審議との連携を保つため、第 21 期の本分科会の幹事であった東京大学先端科学技術研究センター 渡部俊也 教授を、特任連携会員として分科会委員に迎える手続きを行うこととなった。
 - 現在、日本学術会議からの推薦で文化庁の「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究事業」に参画している石川正俊 連携会員（東京大学大学院情報理工学系研究科教授）を分科会委員に迎える手続きを行うこととなった。
 - 第一部会員及び連携会員の中から、知的財産法に関する専門家を分科会委員に迎えることとし、人選については、磯村委員に一任することとなった。
 - (4) 今後の進め方について、委員間で意見交換並びに質疑を行った。主な意見等は以下の

とおりである。

- 知財訴訟の在り方に関して、既に専門員制度が導入されているが、特許という性格上、当事者間だけの問題ではないので、米国のアミカス・ブリーフ（Amicus Brief）制度のような第三者的な意見を加える制度を日本でも導入すべきではないか。
- 著作権法、特許法等が、科学研究という観点から、どのようなメリット・デメリットを派生するのか検討することは重要ではないか。研究成果が特許化されることにより研究成果が保護されるという側面がある一方で、研究成果の自由な利用に規制がかかり科学研究そのものの進展が阻害されるという側面もあり、知的財産権そのものが、雁字搦めで厳しくなり、論文を出すことが難しくなる。
- 私的複製が現在の法制度の下で、どこまで許容されるのか、あまり明確になっていない。いわゆる「自炊」がどの限度で許容されるのか、図書館の書籍をどこまで利用できるのかとか、コピー・アンド・ペースト（Copy and Paste）の際のオリジナルとの関係とか、電子ジャーナルやインターネットからエビデンスを取ってきたときの制限の在り方とか、これは法的整理する必要があるのではないか。
- 医学の領域では、例えば、手術の方法が特許を取られたらどうなるのか、遺伝子特許がどこまでみとめられるか、認めた結果何が起こるのか慎重に検討する必要がある。
- 大学の特許管理が非常に中途半端である。財政的な基盤がなく、東工大で年間1億円くらい特許の出願、維持管理等に必要であるが、これでは教員の知財をいい特許になおしていく、意義になる特許にしていくことは不可能であるし、最近は殆ど外国特許が出せない。
- 前期の報告にもパテント・トロール（patent troll）のことが書いてあるが、大学の知的財産を、パテント・トロール会社に特許をまとめて売ってしまうとしたら、結果として日本の企業が困ることになるのではないか。これは、日本全体の問題である。結局はバイドール（the Bayh-Dole Act: Public Law 96-517, Patent and Trademark Act Amendments of 1980）の問題で、日本の特許法もその趣旨に沿っているが、公的な資金が投入されて研究の成果としての知的財産を、権利化して、事業化して、最終的には国民に利益として戻ってくるというサイクルであって、特許権等を勝手に私物化して良いということではないし、パテント・トロール会社に売り払って良いわけではない。
- 大学の知的財産部門には、当初、文部科学省、経済産業省から多額の支援があり、各大学は必要な人員を雇用していった。その支援は大幅に縮小されたため、大学ではその人件費をはじめ、特許手続き、特許維持管理等の固定費が増えている。一方で、知財による収入がそれほどあるわけではなく、大学経営を圧迫している。現状では、大学では特許化することを抑えている。
- 日本学術会議では、策定した提言、報告を政策に反映する仕組みはあるのか、また、

提言、報告を発出した効果は記録されているのか。

→日本学術会議の提言等は、発出するところまで。前期に関しては、報告を出したあとで、藤島昭委員長他と知的財産戦略本部と意見交換の場をもち、報告の一部が知的財産推進計画に反映された。

→また、前期までは課題別委員会が提言及び報告を発出した場合に、当該委員会の委員長が1年後にインパクトレポートを報告することとなっていたが、ここは科学者委員会傘下の分科会なのでその義務がなく、インパクトレポートは報告されていない。なお、今期からは、全ての委員会、分科会が提言を発出した場合に、当該委員会、分科会の委員長が1年後にインパクトレポートを報告することになっている。

○デジタル・ライト (Digital Right) については、たしか科学技術振興機構社会技術研究開発センター (JST/RISTEX) で、土居範久連携会員 (中央大学研究開発機構教授、慶應義塾大学名誉教授) が検討されていたはずであり、検討結果をお聞きすることも一案である。

○著作権の一部である同一性保持権に関しては、芸術作品の同一性保持権と、知的な生産物として民主的に利用する際の同一性保持権が同じかどうか、検討が必要である。

6. その他：

概ね、2～3ヶ月に1回程度の頻度で分科会を開催することとなった。

次回は、前期の報告の概要について渡部先生から、文化庁の「学術用途における権利制限の在り方に関する調査研究事業」の状況に関して、石川正俊 連携会員から報告を戴くこととし、3月頃を目処に両先生が参加できる日程で開催することとし、事務局から日程調整を行うこととなった。